

茨木市介護相談員派遣事業実施要綱

(目的)

第1 この事業は、介護相談員の派遣に関し、事業者から申出のあった介護サービス事業を行う事業所（以下「事業所」という。）を訪ね、サービス利用者等（以下「利用者」という。）の話を聞くことにより、利用者の疑問や不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所の介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

(介護相談員の委嘱)

第2 市長は、この事業の実施にふさわしい人格と熱意を有する者であって、福祉活動あるいはボランティア活動に携わっており、かつ、茨木市民生委員児童委員協議会の推薦を受けた者の中から、別に定める介護相談員選考基準に照らして選考を行い、介護相談員（以下「相談員」という。）として委嘱する。

2 相談員は、社会福祉法人大阪府総合福祉協会若しくは介護相談員・地域づくり連絡会が主催する介護相談員養成研修又はそれに相当する内容の研修を履修しなければならない。ただし、すでに履修済みの者は、この限りでない。

(派遣先及び派遣相談員)

第3 相談員を派遣する事業所は、次に掲げる介護サービスを提供する事業所のうち派遣希望を申し出た事業所とする。

- (1) 施設サービス
- (2) 居宅サービス
- (3) 介護予防サービス
- (4) 地域密着型サービス
- (5) 地域密着型介護予防サービス

2 市長は、派遣希望の申出のあった各事業所について、それぞれの担当となる相談員を選定する。

(相談員の活動)

第4 相談員は、担当する事業所を定期又は随時訪問する。

2 相談員は、事業所において次に掲げる活動を行う。

- (1) 利用者の話を聞き、相談にのる。
- (2) 施設等で実施される行事に参加する。
- (3) サービス提供の質の現状把握に努める。
- (4) 事業所の管理者や従事者と意見交換する。

3 相談員は、利用者と事業者間の橋渡し役となって、利用者の疑問や不満、心配ごと等に対応し、サービスの質の改善に努める。

- 4 相談員は、その活動状況について、介護相談員活動状況報告書（様式第1号）及び介護相談受付・処理連絡票（様式第2号）により市長に報告を行う。
- 5 相談員は、正当な理由なしに、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 相談員は、事業所を訪問するときは介護相談員証（様式第3号）を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
（介護相談員連絡会の開催）
- 第5 市長は、原則として月1回次に掲げる事項を協議するため、介護相談員連絡会を開催する。
 - (1) 相談事例の研究に関すること。
 - (2) サービスの質の確保に関すること。
 - (3) 介護保険制度に係る保健、医療、福祉サービスについての理解を深めること。（相談員の任期）
- 第6 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
（相談員の解職）
- 第7 市長は、相談員が次の事由に該当すると認める場合は、任期途中であってもその職を解くことができる。
 - (1) 職務を遂行することが困難であると認めたとき。
 - (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
 - (3) 相談員としてふさわしくない行為のあったとき。（相談員に対する謝金）
- 第8 相談員については、別に定めるところにより謝金及び交通実費を支払う。
（その他）
- 第9 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年9月6日から実施する。
- 2 第6の規定にかかわらず、平成13年度中に委嘱した相談員の任期は、当該委嘱日から平成15年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年9月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正前の茨木市介護相談員派遣事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(様式第1号)

介護相談員活動状況報告書

年 月 日

(報告先) 茨木市長

相談員氏名 _____

活動日時	年 月 日 () 午前 時 分 ~ 午後 時 分
訪問場所	
活動内容	
利用交通機関	

(様式第3号)

表

第 号
介護相談員証
氏 名
生年月日
上記の者は、本市が委託した介護相談員であることを証する。
年 月 日
茨 木 市 長

裏

<ol style="list-style-type: none">1 本証は、他人に貸与し又は譲渡しないこと。2 本証の有効期間は、交付の日から 年 月 日までとする。3 本証は、き損しないよう大切に携帯すること。4 紛失又はき損したときは、直ちに本市に届け出をし、再交付を受けること。5 有効期間満了、その他不要になったときは、発行者に必ず返納すること。
